

## 固定資産税の減免の申請を忘れずに！

コロナの影響により「持続化給付金」と「家賃支援給付金」を受けられた会社が多いと思いますが、同じく売上が減少した会社で適用できる次の制度が「固定資産税の減免」です。  
この制度は今年10月までの売上の減少率で適用できるかどうか決まるので、この10月の売上が締まりましたら適用できるかどうかを確認することをお勧めします。

### 【売上減少要件】

<u>固定資産税減免の売上減少要件</u>	
2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少	
50%以上減少の場合	: 全額免除
30%以上50%未満の場合	: 2分の1減免
<u>参考：持続化給付金の売上減少要件</u>	
2020年1月～12月の間で前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること（ひと月で可）	
<u>参考：家賃支援給付金の売上減少要件</u>	
2020年5月～12月の間で、以下のいずれかにあてはまること	
① いずれか1か月の売上が前年の同じ月と比較して50%以上減っている	
② 連続する3か月の売上の合計が前年の同じ期間の売上の合計と比較して30%以上減っている	

### 【申請期日】

2021年2月1日(月)

### 【軽減対象】

- ・事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税
- ・事業用家屋に対する都市計画税

### 【手続きの流れ】

- ①必要書類をまとめて、認定経営革新等支援機関等へ書類を提出
  - ・申請書（対象設備の所在する各地方自治体が定める申告書様式）
  - ・中小事業者等であることの確認（申請書内にある誓約事項にて確認）
  - ・事業収入が一定程度落ち込んでいることが確認できるもの（会計帳簿等）
  - ・事業の用に供している資産について確認できるもの（固定資産税納税通知書等）
- ②認定経営革新等支援機関等にて内容の確認・押印
- ③市町村に申告

### その他制度締め切り情報

ものづくり補助金 4次締切 2020年11月26日(木)

5次締切 2021年2月予定

持続化補助金（コロナ対応型） 5次締切 2020年12月10日(木)

追加公募発表されました！コロナ対応型はこれが最終であることが明記されています

持続化補助金（一般型） 5次締切 2021年2月5日(金)